

寒川町小児の医療費の助成に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において「小児」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校 _____若しくは特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）を卒業した日又は同条に規定する中等教育学校の前期課程を修了した日の属する月の末日（中学校等の卒業後又は中等教育学校の前期課程の修了後継続して入院している場合には、その退院の日。ただし、当該卒業した日又は修了した日の属する月の末日及び当該退院の日が満18歳に達した日の属する月の末日を経過している場合には、満18歳に達した日の属する月の末日とする。）までにある者をいう。</p> <p>2～7 （略）</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において「小児」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、<u>義務教育学校</u>若しくは特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）を卒業した日又は同条に規定する中等教育学校の前期課程を修了した日の属する月の末日（中学校等の卒業後又は中等教育学校の前期課程の修了後継続して入院している場合には、その退院の日。ただし、当該卒業した日又は修了した日の属する月の末日及び当該退院の日が満18歳に達した日の属する月の末日を経過している場合には、満18歳に達した日の属する月の末日とする。）までにある者をいう。</p> <p>2～7 （略）</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>